

札幌市市民文化局市民活動促進担当課 NPO 法人担当係御中

2022年8月15日
NPO 法人のこたべ
理事長 平島美紀江

特定非営利活動促進法第 41 条第 1 項の規定に基づく報告

(1) 法 28 条の 2 第 1 項および定款第 37 条に違反していることに対する弊法人の認識
2021 年 12 月 2 日の貴市の指摘について、平成 29 年度から令和 2 年度までの貸借対照表の公告が為されていなかったことについては、基本的に事実であると認識しています。
弊法人は指摘を重く受け止め、法 28 条の 2 第 1 項の趣旨を鑑み、6 月 25 日に HP への広告を行いました。

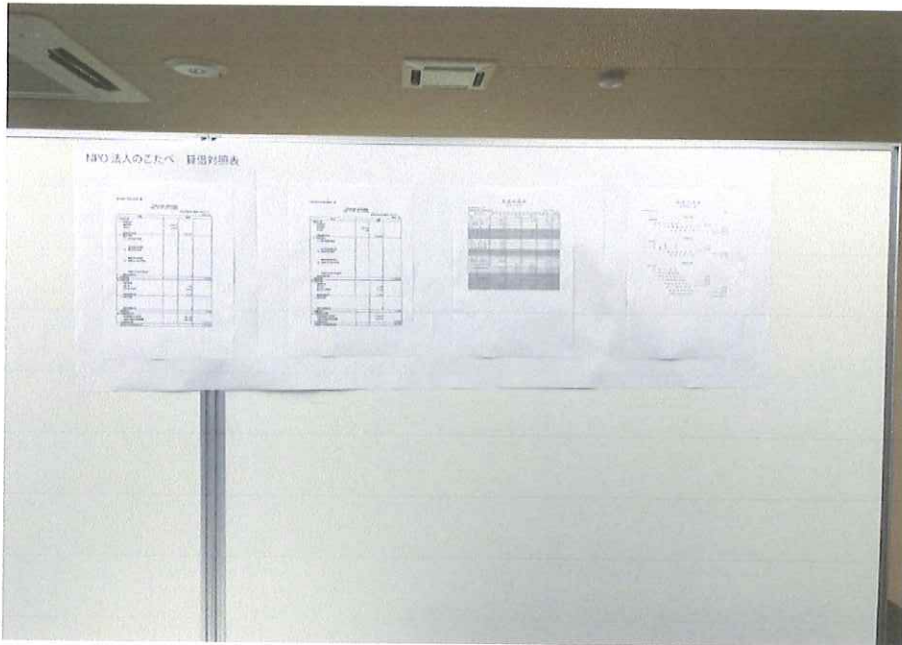
しかしながら、弊法人の認識に甘さがあり、法 28 条の 2 第 1 項の目的が達成されたと判断したことで、弊法人の定款 37 条に違反している状態を正しく把握できず、HP 掲載以外の、事務所の掲示場への掲示、および官報への公告が遅れました。

(2) 法 28 条の 2 第 1 項および定款第 37 条に基づく貸借対照表の公告に係わる弊法人の対応経過

2022 年 6 月：札幌市の通知を受けて、状況を調査。理事が対応を協議。代表理事が HP への公告を決定。

2022 年 6 月 8 日：平成 29 年度から令和 2 年度までの貸借対照表の事務所への掲示





2022年6月17日：通常総会を開催。定款37条を変更する（条文そのまま載せる）。総会議事録

2022年6月25日：平成29年度から令和2年度までの貸借対照表のHPへの公告

<http://nponokotabe.org/About.html>

2022年7月12日：代表個人融資の見込み

2022年7月13日：官報に平成29年度から令和2年度までの貸借対照表の公告掲載を申し込む。ただし、迷惑メールに入り、受付されていなかった。

平島美紀江 <[REDACTED]>

7月13日(水) 13:30 ☆ ← ⋮

To hkanpai ▾

よろしくお願いたします。

貸借対照表はこちらに掲載されています。

<https://www.npo-homepage.go.jp/npoportal/detail/101000887>



X 官報申込書.xls

官報公告等掲載申込書

私は、掲載依頼者による本件官報公告等の掲載申込みを行う権限を有する者であることを誓約の上、以下の官報公告等の掲載を申し込みます。
なお、この申込みが受理された場合は「官報公告等掲載約款」に定める条件で官報公告等掲載契約することを承諾します。

令和 年 月 日 日 時 分 掲載申込

〒 市 区 丁目 番 号 掲載依頼者

〒 市 区 丁目 番 号 掲載依頼者の代表者

〒 市 区 丁目 番 号 掲載依頼者の代表者以外の者(以下「代理人」といいます。)

公告申込日	2022年7月13日(水)
掲載依頼者(法人名)	特定非営利活動法人のこたべ
掲載依頼者の代表者氏名	早島典紀江
掲載依頼者の所在地	[住所] [〒] [FAX]
連絡先	[〒] [FAX]
掲載を依頼する官報公告等	特定非営利活動法人のこたべ
掲載料金	官報公・官報料金表に定められた金額
掲載希望日	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり 令和 年 月 日 (曜日)
分限(捺印)の有無	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (公告の種類によっては分限できないことがあります。)
代理人の役職等・氏名	
住所	
連絡先	(電括) (FAX)
備考欄	

以下の記入については、掲載約款(特約約款含む)の掲載条件に申込みが対応せず

公告内容の行送機関への登録について	<input checked="" type="checkbox"/> 上記の如く、印刷が滞りやすいため印刷料、一括印刷料等、を請求する。
法人番号(法人の場合)	4300-05-011042

以下、取次店情報欄

掲載予定日	令和 年 月 日 (曜日)
入稿形態	<input type="checkbox"/> 持参 <input type="checkbox"/> 郵送 <input type="checkbox"/> FAX <input type="checkbox"/> メール <input type="checkbox"/> その他
請求書の送付先	<input type="checkbox"/> 依頼者 <input type="checkbox"/> その他
掲載料の送付先	<input type="checkbox"/> 依頼者 <input type="checkbox"/> その他
日本語原字及び	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり
(備考)	
取次店名	北海道官報販売所

2022年7月21日：官報に平成29年度から令和2年度までの貸借対照表の公告掲載を再度申し込む（メール、電話）。

特定非営利活動法人のこたべ 決算公告申込



平島美紀江 <[redacted]>
To hkanpai

7月21日(木) 11:45 ☆ ↶ ⋮

----- Forwarded message -----

From: 平島美紀江 <[redacted]>
Date: 2022年7月13日(水) 13:30
Subject: 官報掲載について
To: <[redacted]>

よろしくお願いたします。

貸借対照表はこちらに掲載されています。

<https://www.npo-homepage.go.jp/npoportal/detail/101000887>



2022年7月27日：もともと原稿は官報掲載所で作るという話だったが、「つくれな
い」ということになり、会計士に依頼して原稿を送付(メール)

>原稿つくりました。

掲載お願いたします。

また、掲載予定日を札幌市に報告しなければならないので、
教えていただけますでしょうか？

よろしくお願いたします

=====

2017年

資産の部

流動資産 1,197,557

資産の部計 1,197,557

負債及正味財産の部

流動負債 72,700

負債の部計 72,700

前期繰越正味財産 1,951,566

当期正味財産増加額 Δ 826,709

正味財産の部計 1,124,857

負債及び正味財産の部計 1,197,557

2018年

資産の部

流動資産 1,029,662

資産の部計 1,029,662

負債及正味財産の部

流動負債 113,800

負債の部計 113,800

前期繰越正味財産 1,124,857

当期正味財産増加額 Δ 208,995

正味財産の部計 915,862

負債及び正味財産の部計 1,029,662

2019年

資産の部

流動資産 867,589

資産の部計 867,589

負債及正味財産の部

流動負債 113,800

負債の部計 113,800

前期繰越正味財産 915,862

当期正味財産増加額 $\Delta 162,073$

正味財産の部計 753,789

負債及び正味財産の部計 867,589

2020年

資産の部

流動資産 367,741

資産の部計 367,741

負債及正味財産の部

流動負債 401,400

負債の部計 401,400

前期繰越正味財産 753,789

当期正味財産増加額 $\Delta 787,448$

正味財産の部計 $\Delta 33,659$

負債及び正味財産の部計 367,741

北海道官報販売所

2022/07/27

17:01

To 自分

先日も男性の方にも説明しましたが

当期純利益又は損失の科目と金額を出してください。

これがないと、校正原稿が完成できません。

掲載日はお客様から提出いただく必要事項がありませんと

日付が設定できません。

資産の部と負債・純資産の部は OK です。

残りのその年その年の当期純利益又は損失の科目と金額を出してください。

お待ちしております。

北海道官報販売所

担当 ■■■

2022年8月3日：掲載所よりゲラ送付（メール）

>ゲラの下地と請求書を添付送信します。

2020年より前の年度は、更新されておりますので

古い年度は、一度当所から工場へ要望を出しております。

また、負債・純資産合計の文字を小さくして・を文字間に

入りますので、全て工場からゲラが当所に来ましたら

改めまして、再ゲラをご案内いたします。今の段階では、イメージです。

なお、千円単位から掲載の決まりですので

下3桁は要りませんので、カットしております。

当期純利益は、全てマイナスでしたので

当期純損失の科目名になります。

また、ご入金を掲載前にいただきますので

8/26 掲載の場合は、ご入金の締切日時が

8/8 午後 12:30 までをお願いします。

延びた場合は、掲載日を取り消しまして

ご入金確認後、直近の掲載日にお手配します。

何卒宜しくお願い致します。

北海道官報販売所

担当 ■■■

2022年8月10日：確認メール送付

>確認しました。

修正なしでお願い致します。

よろしくお願い申し上げます。

2022年8月26日：官報掲載予定

(3) 法令および定款を遵守するために今後取るべき法人運営上の改善点

このたび、法 28 条の 2 第 1 項および定款第 37 条に基づく貸借対照表の公告に係わる対応が遅れたことの原因を、役員間のコミュニケーションの不足および、弊法人全体としての

定款の理解が不足していたことと考え、以下のような改善策を講じました。

・役員体制の見直し：前役員はいずれも弊法人の目的に共鳴して引き受けていただいた方々でしたが、多忙であり、法人運営に時間を割けるものが少なく、代表理事が理事会運営を担っていました。2022年6月の総会において役員体制を見直し、理事がより法人運営に積極的に関わる体制にいたしました。

・定款37条を含めた定款の見直し：定款37条に定めた公告の方法を改め、弊法人の運営実態に即した公告方法にいたしました。また、現在は、定款の内容を改めて検証・検討し、定款の変更を目指しています。